

姫路市文化振興ビジョン 概要版

本市では、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」の基本目標の一つに「風格と活力ある歴史文化・産業都市」を掲げ、歴史文化の継承と市民文化の醸成を促進している。そのような中で、姫路城の大天守保存修理事業が平成27年3月に完成し、ランドオープンを迎えることとなった。これを契機として、姫路の歴史文化遺産等を保存活用して地域の魅力を発信するとともに、誰もが幅広い文化芸術活動に取り組むことができる環境の充実に努め、魅力ある市民文化の創造を促進するため、本ビジョンを策定する。

文化振興ビジョンの構成

本ビジョンは全5章で構成する。

- 第1章 ビジョン策定にあたって
- 第2章 姫路市の現状と課題
- 第3章 文化芸術振興の基本目標と基本方針
- 第4章 文化芸術振興の具体的施策の展開
- 第5章 ビジョンの推進

対象となる文化芸術の範囲

本ビジョンで取り上げる「文化芸術の範囲」は、文化芸術振興基本法に例示されているものを基本とする。

芸 術

メディア芸術

伝 統 芸 能

芸 能

生 活 文 化

国 民 娯 楽

出 版 物

文 化 財 等

ビジョンの位置づけと期間

国の「文化芸術振興基本法」及び県の「兵庫県芸術文化振興ビジョン」の趣旨等を踏まえるとともに、姫路市総合計画を上位計画として、他の関連計画と整合性を図りつつ、文化芸術振興に関する観点から補完していく。

また、計画期間は、他の関連計画を踏まえて、平成27年度から平成32年度までの6カ年とする。

計画のあらまし

現状と課題

文化特性

- (1) 世界文化遺産姫路城の存在
- (2) 地域に伝わる歴史文化遺産の継承
- (3) (公財) 姫路市文化国際交流財団の存在

文化を取り巻く環境の変化

- (1) 姫路市歴史文化基本構想等の策定
- (2) 文化芸術振興の核となる事業の推進
- (3) 文化センターの老朽化等

市民意識

- 文化芸術を鑑賞していない又は活動していない主な理由: 「時間がない」「興味がない」「情報がない」
- 文化芸術振興について本市が力をいれるべきこと: 「市民が文化芸術に触れる機会を増やす」「子どもや若い世代が文化芸術への関心を高める事業の実施」
- 文化情報の入手先は、広報ひめじや新聞など紙媒体が主である

重点的に取り組む方向性

- (1) 文化芸術に触れ合う機会の提供
 - 誰もが身近に文化芸術を感じ、活動に取り組むことができる環境の整備
- (2) 文化芸術活動の担い手づくり
 - 子どもや若い世代に対する文化芸術への関心を高める事業の実施
- (3) 情報提供のあり方
 - 情報の内容や提供のあり方の検討
- (4) 文化芸術の活動及び触れ合う場所の提供
 - 新文化センターについて、ホールの内容、適正な収容人員、練習場所との連携、情報発信など文化芸術活動がより活発になるよう整備する
 - 公共施設の機能強化及びネットワーク化や情報発信力の向上を図る
- (5) 文化芸術団体への支援のあり方
 - イベント等への参加機会の増加、活動場所の提供など基本的な支援策の検討

ビジョンの推進

(1) 文化の担い手

- ① 市民: 文化芸術振興の主役として、文化芸術に関心を持ち、一人ひとりが文化の担い手として文化芸術活動に積極的に参加する。
- ② 文化芸術団体: 市民の文化芸術活動の受け皿として、個人活動の質の向上を支援する。
- ③ 企業: 人材及び資源等を活かして、文化芸術振興の担い手として地域社会の活性化に寄与する。

(2) 関係機関

- ① 市(行政): 本ビジョンを策定・推進し、市民、地域、文化芸術団体、芸術家等がそれぞれの立場から文化芸術活動に積極的に取り組むことができるよう、総合的な企画調整機能を発揮するとともに、地域の特性に応じた施策を計画的に推進する。
- ② 学校・教育委員会: 姫路市教育振興基本計画に基づいて、その基本理念である「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」のため、歴史文化の継承と市民文化の醸成に努める。
- ③ 各種文化施設: 文化芸術の発信拠点として、市民、地域、文化芸術団体、芸術家等の交流の促進を図る。

新しい施策体系図

基本目標

歴史文化の継承と魅力ある市民文化の創造

基本方針

歴史文化遺産を未来に活かす

文化を担う人づくり

文化を支える環境づくり

施策の柱

個性ある文化芸術の振興

地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

文化芸術に触れる機会の提供

次世代を育てる施策の実施

文化芸術を支える基盤の整備

文化芸術活動への支援

具体的施策

市民の文化芸術に対する意識の高揚

文化芸術を活かした地域の活性化

文化芸術による交流の促進及び新たな文化の創造

世界文化遺産姫路城の保存と活用

多彩な文化財の保存と活用

伝統文化・歴史的文書の継承と活用

子どもたちが文化芸術に出会う機会の拡充

市民が文化芸術に出会う機会の拡充

鑑賞、発表の機会の充実

文化芸術を担う人材育成

人材活用の仕組みづくり

市民が利用しやすい施設運営などの環境づくり

文化芸術振興の拠点施設の整備

文化芸術の振興と経済(観光等)との連携の促進

創作、発表機会の提供(再掲)

情報収集・発信

顕彰及び活動助成事業の充実

新文化センターの基本的な考え方

1 新文化センターの位置づけ

新文化センターは、本ビジョンや都心部まちづくり構想に基づく「キャストィ21イベントゾーン 文化・コンベンションエリア基本計画」により、姫路の文化芸術を振興する拠点施設として、姫路のまちづくりを牽引し、文化観光の推進や姫路への集客を担う重要な施設として整備する。

2 新文化センターの新たな役割

新文化センターに大中小の3ホールを整備し、ホールごとにテーマ性や専門性を持たせることにより、貸館中心の施設としての発表や鑑賞の場の役割だけではなく、さまざまな創造的活動が活発に行われる施設という新たな役割を加える。

3 整備場所

イベントゾーンは、西側に姫路駅、東側に JR の新駅が整備され、駅前から徒歩圏内となるとともに、駐車場も整備される。また、新文化センターの敷地は最低でも1ha は必要で、公共交通機関の利便性が高く、用地が確保できる当該ゾーンは最適である。

4 施設機能

(1) 文化芸術活動の拠点機能

① 文化芸術活動発信機能

積極的に市民が作り上げた文化芸術活動を市内外に発信し、姫路の魅力向上につなげていくための機能を充実させる。

② 創造的な文化芸術活動支援機能

地域の特性に応じた市民の文化芸術活動に対して、活動の場や発表の場を提供するとともに、市民の創造的な文化芸術活動の立ち上げ支援や発展していく過程に応じた支援など、さまざまな支援機能を担う。

(2) 鑑賞機能

貸館事業、買取型や制作型の自主事業などを通じて、市民に鑑賞の機会を提供する。特に舞台公演については、鑑賞型だけではなく、市民に文化芸術を楽しんでもらう普及型や参加型などの公演も導入する。

(3) 交流機能

新文化センターでの文化芸術活動を通し、さまざまな交流を促進する。

(4) 情報収集・発信機能

市内や県内等のさまざまな文化芸術活動情報を収集、集約、保存し、その情報が提供できるように文化情報センター的な役割も持たせる。

(5) 人材育成機能

文化芸術の振興に必要な人材の育成に努めるとともに、教育委員会と連携協力し、新文化センターを活用して、将来の担い手となる子どもたちに文化芸術との出会いの場などを提供する。

姫路市文化振興ビジョン 概要版

平成27年3月

発行：姫路市市民局市民参画部文化交流課

住所：〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

連絡先：TEL 079-221-2098 FAX 079-221-2758

E-mail：bunkakoryu@city.himeji.hyogo.jp

H P：http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212098.html